

パブリックコメントの結果について

【意見募集の概要】

案件名	第八次総合計画の見直し素案
募集期間	令和元年12月27日(金) ～ 令和2年 1月27日(月) (32日間)
担当部・課	企画部 企画課

【集計結果】

意見提出人数	2 人
意見数	7 件

【意見の検討結果】

項目	
① 修正します	意見に基づき、原案を修正するもの
② 意見として承ります	原案は修正しないが、今後の取組の参考とするもの
③ 原案のとおりとします	検討した結果、修正しないもの
④ その他	原案に関する意見でないもの(感想や質問)に回答するもの

【意見及び検討結果等の一覧】

No.	項目	意見	検討結果及びその理由
1	基本理念「協働」について	基本理念における説明では、「広大な市域における更なる一体感の醸成を図る」とされているが、一体感の醸成は図るものでなく、歳月の経過と共に市民の内心の高まりや意識で育まれるものではないか。一体感による行政運営の「公正・公平性」により、個別課題の解決や施策への対応が遅れていると聞き及ぶ。「一体感の醸成」というフレーズの考え方と対応、見解を示されたい。また、「地域性」重視の視点を踏まえ、基本理念の「協働」の意味について幅を持たせるべきである。	②意見として承ります 総合計画の見直しにおいて、地域に関わる多様な主体が同じ目線に立って取り組みを實踐できるよう地域の特徴などを活かした「地域のまちづくりの方向性」を示し、各地域がまちづくりの方向性に基づき、地域での活動をすすめるとともに、各地域が都市機能上の適切な役割分担のもと、地域の枠を超えて互いに補完し合い、市全体の地域振興を図ることとしています。こうしたことが更なる一体感の醸成につながるものと考えています。基本理念の「協働」については、市民の思いを尊重しながら、市民、地域住民組織、事業者、行政など地域に関わる多様な主体が力を合わせ、それぞれの地域の特性を活かした活動をすすめるとともに、地域の枠を超えて互いに補完しあうことにより、更なる一体感の醸成を図るという考え方であり、地域性についても重視しています。
2	「高齢者の技術・経験の活用」について	シルバー人材センターへの支援が明記されているが、高齢者就業の選択肢を更に拡大する方向性が求められている中、当センターについてのみを優先し、一極集中をイメージされることを再検討するとともに、就業できる機会の確保と受け入れ側の競争性について取り組むべきものと考ええる。	②意見として承ります まちづくり戦略1ー(1)「多様な働き方に適応した労働環境の構築」において、自分の持つ能力や生活スタイルなどに応じて柔軟に働くことができる労働環境の整備をすすめることとしています。シルバー人材センターへの支援は、当該まちづくり戦略の重視すべきポイント「高齢者の技術・経験の活用」において、1つの事例として記載しているものです。なお、シルバー人材センターは、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、高年齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献する公益法人であり、引き続き支援してまいります。

No.	項目	意見	検討結果及びその理由
3	国府地域のまちづくりについて	国府地域のまちづくりの方向性において、「郷土資料の適切な管理」への言及がなされたことは、地域課題に即した内容の追記でありありがたい。ぜひ、適切な管理体制の整備・構築を具体化していただきたい。 また、市全体を見渡した収蔵体制の検討を早急にすすめていただくとともに、収蔵施設や展示施設の配置について検討をすすめ、地域の持続可能なまちづくりに必要な施設に関してはぜひ整備をしていただきたい。	②意見として承ります まちづくり戦略2-(5)「歴史・伝統の保存、継承、活用」において、文化財の収蔵体制のあり方の検討をすすめることとしています。収蔵施設の現状把握や保存すべき資料の選定、収蔵場所の整理などをすすめるとともに、歴史資源を保管・展示する視点から、施設のあり方を整理した上で施設整備について検討します。
4	文化財保存活用地域計画の策定について	文化財保護法の改正を受け、各地の自治体では歴史文化基本構想の内容を継承しつつ、「文化財保存活用地域計画」の策定がすすめられる傾向があり、高山市においても文化財収蔵体制の検討と計画策定を併せてすすめるべきである。	②意見として承ります 総合計画に基づく教育分野の基本計画である次期教育振興基本計画において、文化財の収蔵体制の検討と併せ「文化財保存活用地域計画」の策定に向けて、取り組むこととしています。
5	歴史に関する調査研究について	市史編纂事業による新たな知見の獲得やこれまで長期に渡って集積されてきた豊富かつ貴重な資料の整理・活用、新たな資料の調査など、次なる市史編纂事業ないしは市域の歴史に関する調査研究に関する項目を計画に盛り込んでもらいたい。	②意見として承ります 総合計画に基づく教育分野の基本計画である次期教育振興基本計画において、歴史資料等の調査や公開、活用について取り組むこととしています。
6	文化財に関する組織体制について	まちづくり戦略2-(5)の中には、多様な事業が含有されるが、現在の文化財課を中心とした組織体制にはマンパワーの限界があり、組織ないし人的な拡充措置を図り事業を推進していただきたい。	②意見として承ります 組織体制や人員体制については、これまでも多様化・複雑化する市民ニーズ、時代の変化等に伴う行政課題や新たな事業の推進に迅速・的確に対応していくため、随時必要な組織体制の見直しや専門職員等の採用を実施しています。 まちづくり戦略2-(5)の推進と実現にあたっては、引き続き文化財に対する専門的な知識や技術を有する職員の確保や育成に取り組むとともに、効率的かつ効果的な組織体制の整備及び各部局・支所間の一層の連携に努めてまいります。
7	長期的な公共サービスの提供について	公共施設等総合管理計画の中で行政財産のみを対象としているが、市民から見れば普通財産も同じ公共施設である。公共サービスを検討する場合には、部局の枠組みを超えた形で、総合計画におけるまちづくり戦略や地域ごとのまちづくりの方向性、全体のビジョンの中で公共施設のあり方を柔軟に検討していただきたい。 また、公共施設等総合管理計画において、総合計画との整合性を十分検討していただきたい。	④その他 公共施設等総合管理計画においては、公共施設の配置に関する基本的な考え方として、地域ごと、または複数の地域をまとめた範囲ごとなど効果的な配置のあり方を検討することとしています。実施にあたっては、総合計画との整合性を図りながらすすめます。 また、当該計画では、普通財産の取り扱いについて具体的には触れていませんが、基本方針における公共施設の管理・運営に関する基本的な考え方の一つとして「ファシリティマネジメントの実施方針」を定めており、この考えのもと、実施計画の推進にあたっては、普通財産も含めた施設等の有効活用などにも取り組むこととしています。